

# 千葉県報

号外  
外  
令和7年10月31日

2  
区域図



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

主 要 目 次	告 示	告 示
○ 特定猟具使用禁止区域の指定(十二件)		

## 千葉県告示第五百四十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第35条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和7年10月31日

千葉県知事 熊谷 俊人

一  
名称  
大網高校中正農場特定猟具使用禁止区域

二  
区域及び区域図

1  
区域  
千葉市緑区下大和田町地先の千葉市緑区下大和田町二、三四三番二地先の里道と千葉市と大網白里市との境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を南西へ進み同市緑区上大和田町一番二地先の千葉市市道上大和田町五号線との接点に至り、同所から同市市道上大和田町五号線を北東へ進み同市緑区上大和田町五九三番二地先の里道との接点に至り、同所から同里道を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 千葉県告示第五百四十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第35条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和7年10月31日

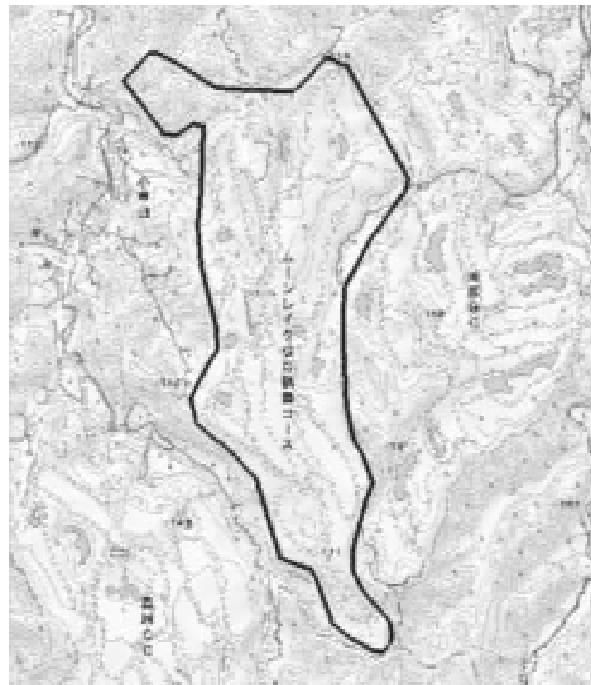
千葉県知事 熊谷 俊人

一  
名称  
ムーンレイクゴルフクラブ鶴舞コース特定猟具使用禁止区域

二  
区域及び区域図

1  
区域  
市原市小草畠五七七番ほか一一六筆のムーンレイクゴルフクラブ鶴舞コースの区域

2区域図



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

- 千葉県告示第五百四十六号
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。
- 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
- 禁止に係る特定猟具の種類
- 銃器
- 一二九ヘクタール
- 一二九ヘクタール
- 存続期間
- 令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
- 区域及び区域図

千葉県知事 熊谷俊人

第

2区域図



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

- 千葉県告示第五百四十七号
- 吉野台特定猟具使用禁止区域
- 1区域
- 市原市寺谷地先の市原市市道六〇七七号線と同市市道一二三号線との接点を起点とし、同所から同市市道一二三号線を北東へ進み同市市道六四〇一号線との接点に至り、同所から同市市道六四〇一号線を南へ進み同市市道六一一五号線との接点に至り、同所から同市市道六一一五号線を北西へ進み同市市道六一二〇号線との接点に至
- り、同所から同市市道六一二〇号線を南西へ進み同市市道六三九九号線との接点に至り、同所から同市市道六三九九号線を南西へ進み同市市道六一一六号線との接点に至り、同所から同市市道六一一六号線を北東へ進み同市市道六一一七号線との接点に至り、同所から同市市道六一一七号線を南東へ進み同市市道六一一九号線との接点に至り、同所から同市市道六一一九号線を南西へ進み同市市道六〇八六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇八六号線を南西へ進み同市市道六三四四号線との接点に至り、同所から同市市道六三四四号線を南西へ進み同市市道六七三八号線との接点に至り、同所から同市市道六七三八号線との接点に至り、同所から同市市道六七三八号線との接点に至り、同所から同市市道六七三八号線との接点に至り、同所から同市市道六九九号線を南西へ進み同市市道六一一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道六一一〇三号線を南西へ進み同市市道六七七五号線との接点に至り、同所から同市市道六七七五号線を南東へ進み同市寺谷五七番四地先の里道との接点に至り、同所から同里道を北西へ進み同市市道六〇七七号線との接点に至り、同所から同市市道六〇七七号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域
- 2区域図

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和七年十月三十一日

千葉県知事 熊谷俊人

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで  
五 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

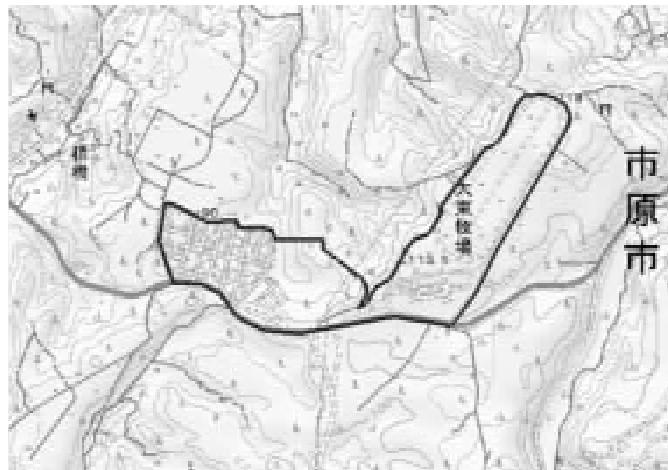
一 名称

ときわ台特定猟具使用禁止区域

二 区域及び区域図

1 区域

市原市柏橋地先の国道四〇九号と市原市市道六七四〇号線との接点を起点とし、同所から同市市道六七四〇号線を北西へ進み同市柏橋二一五番二一三地先の同市市道六七四〇号線の東端に至り、同所から同市柏橋二一五番二一三地先の同市市道六七四〇号線の東端から東へ延長した直線を東へ進み同市西国吉六五九番一地先の農道との交点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市市道六三五〇号線を北東へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から同市市道六三五〇号線との接点に至り、同所から国道四〇九号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域



千葉県告示第五百四十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和七年十月三十一日

千葉県知事 熊谷俊人

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで  
五 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

一 名称

八千代市保品特定猟具使用禁止区域

二 区域及び区域図

1 区域

八千代市保品地先の八千代市市道保品一号線と県道八千代宗像線との接点を起点とし、同所から県道八千代宗像線を南東へ進み同市市道保品一号線との接点に至り、同所から同市市道保品一号線を南東へ進み同市市道保品一号線との接点に至り、同所から同市市道保品一号線を南西へ進み同市市道保品一号線との接点に至り、同所から同市市道保品一号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

四 存続期間

三〇ヘクタール

備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

五 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで  
令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

## 銃器

千葉県告示第五百四十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和七年十月三十一日

千葉県知事 熊谷俊人

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで  
禁止に係る特定猟具の種類

## 禁止に係る特定猟具の種類

## 禁止に係る特定獣具の種類

七六ヘクタール

四

千葉県告示第五百五十号

## 鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

十五条第一項の規定により、特定獣具使用禁止区域を次のとおり指定した。

八千代市米本一、八三四番一ほか五三八筆の太平洋クラブ八千代コースの区域内並びに同市米本二、八二三番及び二、八二四番、同市下高野三九〇番、三九二番、三九三番一、三九四番一、三九五番一、三九六番一、三九七番二、三九八番二、四〇一番二、四〇二番三及び四〇二番四並びに同市保品一、三三六番二、一、三三八番一及び一、三三九番一の区域

二九五号を南東へ進み成田市市道七一久米吉倉線との交点に至り、同所から同市市

備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

一六一大清水東和田線を北西へ進み国道五一号との接点に至り、同所から同市市道七  
道○一一〇〇二号線との接点に至り、同所から根木名川左岸堤防を南へ進  
み成田市と富里市との境界線との接点に至り、同所から同市市道○一一〇〇二号線を西へ進み富里市市  
道○一一〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一四二号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一四二号線を  
南西へ進み同市市道一〇一二二七号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一二二  
七号線を南西へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北西へ進  
み同境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み成田市と印旛郡酒々井町  
との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み成田市市道二一一四四宗  
吾四丁目一号線との接点に至り、同所から同市市道二一一四四宗吾四丁目一号線を北  
西へ進み同市市道二一一六六宗吾四丁目緑道一号線との接点に至り、同所から同市市  
道二一一六六宗吾四丁目緑道一号線を南西へ進み同市市道二一一五六宗吾四丁目一三  
号線との接点に至り、同所から同市市道二一一五六宗吾四丁目一三号線を南西へ進み

備考	この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。
三	面積
四	二、四七〇ヘクタール
五	存続期間
	令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
	禁止に係る特定獵具の種類
	銃器
千葉県告示第五百五十一号	鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定獵具使用禁止区域を次のとおり指定した。
令和七年十月三十一日	

名称  
佐原水郷特定獣具使用禁止区域

千葉県知事 熊谷俊人

## 二 区域及び区域図

## 1 区域

香取市佐原イ地先の香取市市道II-七六号線と東日本旅客鉄道株式会社成田線との交点を起点とし、同所から東日本旅客鉄道株式会社成田線を北西へ進み両総用水第一導水路左岸との交点に至り、同所から両総用水第一導水路左岸を北東へ進み利根川右岸堤防との接点に至り、同所から同堤防を南東へ進み同市市道II-七六号線の終点から北東へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を南西へ進み同市市道II-七六号線との接点に至り、同所から同市市道II-七六号線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 2 区域図



令和7年10月31日

千葉県知事 熊谷俊人

六

一 名称  
成田東カントリークラブ 特定猟具使用禁止区域二 区域及び区域図  
1 区域

香取市山倉一、三六七番一ほか四五九筆の成田東カントリークラブの区域内

## 2 区域図



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

## 三 面積

九二ヘクタール

## 四 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

## 五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 千葉県告示第五百五十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

## 千葉県告示第五百五十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)

第

三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和七年十月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

四 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

#### 千葉県告示第五百五十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和七年十月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 名称

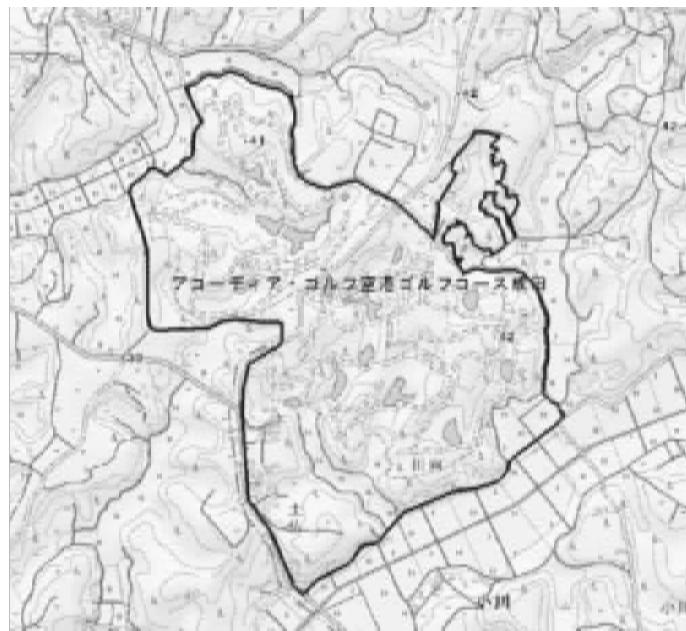
アコードィア・ゴルフ空港ゴルフコース成田特定猟具使用禁止区域

#### 二 区域及び区域図

##### 1 区域

香取市小川地先の香取市市道六六一五号線と県道八日市場山田線との接点を起点とし、同所から県道八日市場山田線を北西へ進み同市市道II一四八号線との接点に至り、同所から同市市道II一四八号線を北東へ進み香取市と香取郡多古町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み香取市大角九二番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南東へ進み同市大角二、一〇七番地先の赤道との接点に至り、同所から同市市道六六〇四号線を北東へ進み同市市道六六一五号線との接点に至り、同所から同市市道六六一五号線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域及び同市新里七六三番一ほか二六筆のアコードィア・ゴルフ空港ゴルフコース成田練習場の区域内

##### 2 区域図



四 存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

#### 千葉県告示第五百五十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和七年十月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 名称

多古町多古地区特定猟具使用禁止区域

#### 二 区域及び区域図

##### 1 区域

香取郡多古町南中地先の県道多古笠本線と栗山川左岸との交点を起点とし、同所から栗山川左岸を南西へ進み国道二九六号との交点に至り、同所から国道二九六号を北西へ進み香取郡多古町町道〇二一七号線との接点に至り、同所から同町町道〇二一七号線を北西へ進み同町町道〇一一〇号線との接点に至り、同所から同町町道〇一一〇号線を北東へ進み県道横芝下総線との接点に至り、同所から県道横芝下総線を北西へ進み同町町道〇一一二号線との接点に至り、同所から同町町道〇一一二号線を北東へ進み同町町道〇一一二号線との接点に至り、同所から同赤道を南東へ進み栗山川左岸との接点に至り、同所から同赤道を南東へ延長した直線を南東へ進み栗山川左岸との交点に至り、同所から栗山川左岸を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

三 面積

一一二ヘクタール

2 区域図

千葉県告示第五百五十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

千葉県知事 熊谷俊人

備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

四 八一八ヘクタール  
存続期間

五 合和七年十一月一日から合和十七年十一月三十日まで  
禁止に係る特定獣具の種類

金器

一  
名称  
香取市福田特定獣具使用禁止区域  
二  
区域及び区域図  
三  
区域

香取市福田地先の県道佐原多古線と香取市市道I-1-1〇号線との接点を起点とし、同所から同市市道I-1-1〇号線を北東へ進み同市市道二五九四号線との接点に至り、同所から同市市道二五九四号線を北東へ進み同市福田九三五番六三地先の道路との接点に至り、同所から同市福田九三五番六三地先の道路を南東へ進み同市福田九三五番六三地先の道路の東端に至り、同所から同所と同市伊地山八四八番七地先の赤道と同市伊地山八四八番七の北端との接点とを結んだ直線を南東へ進み同赤道との接点に至り、同所から同赤道を南東へ進み同市市道二六〇八号線との接点に至り、同所から同市市道二六〇八号線を南東へ進み同市市道II-1-3号線との交点に至り、同所から同市市道II-1-3号線を南西へ進み同市市道二六〇九号線との接点に至り、同所から同市市道二六〇九号線を南西へ進み同市市道二六一〇号線との接点に至り、同所から同市市道二六一〇号線を南西へ進み成田市と香取市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市市道二六一三号線との接点に至り、同所から同市市道二六一三号線を北西へ進み県道佐原多古線との接点に至り、同所から県道佐原多古線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2 地域圖

備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

令和 7 年 10 月 31 日 (金曜日)

千葉県報

号外第94号

五 四 三

面積 一二〇ヘクタール

存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

禁止に係る特定獵具の種類

購読料

本号

一部

三〇円

発行

購読申込先

千葉市中央区市場町一番一号

千葉県報  
四三(二二三)二六五八